

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和6年12月25日			
出席委員	金子 恵	堤 理志	下町 純子	藤田 明美
	岡田 義晴	八木 亮三	西田 健	西岡 克之
説明員	関係所管管理職並びに職員			

議案第64号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

町議会議員及び三役の期末手当の支給割合について特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じ改正を行うもの。第1条は、期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、総支給割合を3.45月分とするもの。また、第2条は、6月及び12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の172.5に改めるもの。附則として、第1条は、公布の日から施行、令和6年12月1日から適用するものとし、第2条は令和7年4月1日から施行する。また、期末手当の内払いについて定めている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：人事院勧告に基づき、基本的には地方公務員もそれに準じた扱いをするということだと思うが、特別職国家公務員に準じて議員の分も準ずる必要があるのか。

答弁：人事院勧告がベースになる。特別職に関しても、国家公務員の特別職がある。それをベースに毎年改定している。

慎重に審査した結果、議案第64号は賛成多数で、また、議案第65号、第66号は全会一致で可決すべきものと決した。

議案第67号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人事院勧告の内容に準じ、町職員の期末手当及び勤勉手当における支給割合、給料月額各種手当の支給要件等を改定するもの。令和6年8月の人事院勧告において、民間給与との格差を埋めるため、初任給や若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に、給料月額を引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされている。また、諸手当の見直しも図られ、長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正を行うものである。第1条は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ

れ0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.6月分に。再任用職員については、それぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.4月分としている。また、これらに加え、給料月額を改定するもの。第2条は、令和7年度における配偶者に係る扶養手当を現行の6,500円から3,000円に、また、子に係る扶養手当を1人につき1万円から1万1,500円に改め、管理職の地位にある職員が、災害対応など、緊急の必要により平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について午前零時から午後10時からに拡大するとともに、再任用職員に対する住居手当の支給を新たに規定している。また、期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月及び12月期の配分をそれぞれ改め、給料月額も改定する。第3条では、令和8年度における配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を1人につき1万3,000円に改めている。附則として、第1条は公布の日から施行、令和6年4月1日から適用するもの。第2条は令和7年4月1日から、第3条は令和8年4月1日から施行することとしている。また、給料の内払い及び号給の切替えについて定めた。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第68号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人事院勧告の内容に準じ、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うもの。令和6年8月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、報酬基準月額を改定する。なお、附則については、第1条は公布の日から施行、令和6年4月1日から適用するものとし、第2条は令和7年4月1日から施行、あわせて給与の内払いについて定めている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案69号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,706万3千円を減額し、歳入補正後の総額を歳入歳出それぞれ166億9,572万9千円とするもの。

総務部総務課では、人事院勧告に基づく人件費を増額計上。その他、補正予算給与費明細書を元に説明を受けた。

企画財政部財政課では、財源調整として繰越金6,728万6千円を計上。政策企画課では、新図書館等複合施設事業費の見直しを行い、建設工事費の総額を変更前の19億3,210万4千円に2億5,789万6千円増額し、21億9千万円とした。また、令和6年度は、監理費と建設工事費を合わせ、3億5,775万8千円を計上していたが全額減額し、令和7年度及び8年度予算で改めて計上することとしている。債務負担行為補正に関しては、補正前の額に増額事業費の2億5,789万6千円と、今回の減額分3億5,775万8千円を加え、22億5,744万9千円に変更した。

住民福祉部福祉課では、低所得世帯支援給付金事業費1億1,262万7千円を計上。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

質疑：債務負担行為の期間が補正前は令和7年度、補正後は令和6年度となっているが理由は何か。

答弁：補正前の予算の段階でも令和6年度中に入札契約を予定していた。歳出予算が計上されていたのは、前払い金として支出する見込みであったということである。補正後についても、令和6年度中に入札契約をしたいという予定は変わらない。その場合、このような今後の債務負担額総額を設定していないと入札契約ができないということにもなる。今回の債務負担行為自体も予算の一部で単年度予算主義の一つである。今年度設定することで今年度の入札契約ができる。

質疑：再度、不落になった場合はどのような処理をするのか。

答弁：不落になった場合は、その原因等によって再度公告入札を行うかということについて再検討の必要がある。よって、再検討後に改めてスケジュールを立て、それに沿った形で予算執行も行っていくということになると思う。

住民福祉部

質疑：低所得世帯支援給付金は可決後、どのようなスケジュールになるのか。

答弁：制限付き一般競争入札を予定しており、委託契約を結ぶ。1月末に契約がスムーズに進めば、その後確認書の発送等を進める。支払い事務をするまでに2、3週間掛かると思うので、最初の支払いは早くも2月の下旬ぐらいになると想定している。

総務部、健康保険部、議事課では特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第70号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ178万7千円を追加し、補正後の総額を45億2,285万6千円とするもの。今回の補正は、全て人事院勧告の内容に準じた会計年度任用職員報酬等の差額支給に伴う補正となっている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第71号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万7千円を追加し、補正後の総額を7億3,428万3千円とするもの。全て人事院勧告の内容に準じた会計年度任用職員報酬の差額支給に伴う補正である。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第72号 令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、保険事業勘定において、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ172万2千円を追加し、補正後の総額を33億9,372万1千円とするもの。介護サービス事業勘定においては予算総額に変更はない。すべて人事院勧告による増額分である。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。